明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件（農林水産六八〇）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第一四三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁理士会弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効の取消関係　三
会社その他
会社決算公告　六

告示

○農林水産省告示第六百八十号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第六条第一項及び第二項並びに第七条第八項の規定に基づき、平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する。

平成二十二年四月二十六日　農林水産大臣　赤松　広隆

第四条第二項第一号中「の表上欄に掲げる」を「に規定する」に、「第七条」を「第八条」に改める。

別表第一キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン、やまのいも及びれんこんの項中「ブロッコリー」の下に「、みずな」を加える。

別表第四牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの項中「当該作物ごとに畜産振興総合対策事業を実施する」を「飼料対策推進事業において飼料増産重点地区が設定されている」に、同表茶の項中「農業生産総合対策事業」を「強い農業づくり交付金による茶に係る事業」に、同表みかん、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツの項中「経営安定対策事業」を「果実需給安定対策事業」に改め、同表キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン、やまのいも及びれんこんの項中「ブロッコリー」の下に「、みずな」を加える。

別記様式第二号から第五号まで及び別記様式第七号から第二十号までを次のように改める。